

入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

〔平成17年9月29日〕
〔条例第25号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 募集期間
- (4) 応募の資格及び条件
- (5) 選定の基準
- (6) その他市長等が必要と認める事項

2 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、公募によらない方法（特定の単独又は複数の団体に応募を求めることをいう。以下同じ。）をとることができる。

- (1) 前項の規定による公募を行った場合であって、次条の規定による申請がないとき、又は第4条の規定により指定管理者候補として選定すべき団体がないとき。
- (2) 地域の活力を積極的に活用する管理運営を行うために、公募によらない方法をとることが、設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるとき。
- (3) 前項の規定による公募を行うことが適当でないと認めるとき、その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき。

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他の規則で定

める書面を添えて、市長等に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体の中から、最も効果的かつ効率的に当該施設の設置の目的を実現すると認められるものを指定管理者候補として選定しなければならない。

- (1) その事業計画による当該施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が、当該施設の管理を効果的かつ効率的に行うことができるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

(欠格事由)

第5条 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）である団体は、指定管理者となることができない。

- 2 本市の市長又は副市長が、役員等である団体は、指定管理者となることができない。
- 3 本市の教育委員会の委員が、役員等である団体は、所管する公の施設の指定管理者となることができない。
- 4 前三項の規定は、市が資本金その他これに準じるものの2分の1以上を出資している団体、市からの財政支出を受けている団体その他の公共的団体であって、当該団体が指定管理者となることについて相当の理由がある場合には、適用しない。

(平18条例49・一部改正)

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条の規定により選定した指定管理者候補を議会の議決を経て指定管理者として指定する。

- 2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長等は、指定管理者として指定した団体と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した当該年度の事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、第11条第1項の規定により、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から2月以内に当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(区分経理)

第9条 指定管理者は、その管理する公の施設の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理の適正を期するため、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 市長等は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の停止を命じられたときは、当該施設及びその設備

を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第14条 市長等は、指定管理者の指定を取り消したとき、その他指定管理者による管理を休止する必要がある場合において、必要やむを得ないと認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、必要な限度において、自ら管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合において、当該指定管理者の収入として収受させている当該施設の利用に係る料金があるときは、市長等は、これを使用料として徴収することができる。

3 前二項の業務及び使用料については、市長等は、その自ら管理する業務の範囲及び期間並びに使用料の額を、あらかじめ告示しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、入間市個人情報保護条例（平成18年条例第39号）の定めるところにより、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、その管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は当該業務上必要な範囲以外の目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

2 市長等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(平18条例39・一部改正)

(情報公開)

第16条 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第39号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第49号）抄

（施行期日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。